

## 第77号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年品川区条例第17号)の一部を  
次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教  
育公務員(区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区  
立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導  
教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であ  
つて常時勤務のもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第  
135号)第1条第1号に規定する職員を除く。)に限る。)

(2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(教育  
公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小  
学校、中学校および義務教育学校の養護教諭および講師を含む。)

第18条の4に次の1項を加える。

- 3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第19条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（昭和27年品川区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たないとき」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たないとき」とする。

第5条第1項中「第3条第1項」の次に「（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項」を加える。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 職員の懲戒に関する条例（昭和27年品川区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年品川区条例第 号)第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第11条に規定する休日給に相当する報酬および第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。))」を加える。

(非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年品川区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および第28条の5第1項」に改める。

別表中「21,600円」を「27,800円」に、「432,000円」を「583,800円」に、「7,200円」を「9,266円」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例(昭和32年品川区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「職員(」の次に「規則で定める者を除く。」を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第6条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年品川区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「または学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例」を「、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に、「の規定による」を「もしくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定または同条第1項の規定に基づく任命権者の定めによる」に、「または学校教育職員勤務時間条例第13条の規定」を「、学校教育職員勤務時間条例第13条もしくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定または同条第1項の規定に基づく任命権者の定め」に改め、同条第3号中「または学校教育職員勤務時間条例」を「、学校教育職員勤務時間条例」に、「の規定」を「もしくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定または同条第1項の規定に基づく任命権者の定め」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年品川区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常

## 勤職員

第15条第1項中「勤務時間」の次に「(前条第2号アおよびイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第1項の規定に基づく任命権者の定めまたは同条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第16条中「および学校教育職員の給与に関する条例」を「、学校教育職員の給与に関する条例」に、「の規定」を「および会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定」に、「および学校教育職員給与条例第22条」を「、学校教育職員給与条例第22条および会計年度任用職員給与条例第13条」に改め、「給与額」の次に「(同条にあっては報酬額)」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「および教員」を「、副園長、教諭および養護教諭」に、「の教員」を「の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であって常時勤務のもの」に改める。

第13条に次の1項を加える。

5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員および地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第15条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員および地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季

休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

第18条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」に改め、同条中「臨時的に」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に」に改め、「職員」の次に「(常時勤務を要するものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年品川区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第31条の2の次に次の1条を加える。

(昇給についての適用除外)

第31条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第11条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12

年品川区条例第33号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

(学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第12条 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成20年品川区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

5 臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第1項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第16条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母



子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第32条に次の1項を加える。

2 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第11条第5項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説明) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある。